

幕別町手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例					改 正 条 例						
○幕別町手数料条例					○幕別町手数料条例						
(平成12年 3 月24日 条例第13号)					(平成12年 3 月24日 条例第13号)						
第 1 条～第 7 条 略					第 1 条～第 7 条 略						
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）						
番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要	番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要
		名称	金額	徴収時期				名称	金額	徴収時期	
略											
16の3	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1戸につき、次に掲げる当該認定申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。） イ 住宅の戸数が1戸のもの 57,000円 (住宅の品質確保	申請のとき	法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する額に6の項の規定により算定した額を加算した額とする。	16の3	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	イ 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものと	申請のとき	法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した額を加算した額とする。

現 行 条 例					改 正 条 例					
			の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項及び次項において「評価機関審査」という。）を受けた場合にあつては18,000円、同条第1項に規定する住宅性能評価（以下この項及び次項において「住宅性能評価」という。）を受けた場合にあつては21,000円） ロ 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 130,000円 （評価機関審査を受けた場合にあつては30,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては62,000円） ハ 住宅の戸数が6戸以上のもの 205,000円 （評価機関審査を受けた場合にあつては47,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては98,000円）					する。） (1) 住宅の戸数が1戸のもの 57,000円 （住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項、次項及び51の項から55の項において「評価機関審査」という。）を受けた場合にあつては18,000円、同条第1項に規定する住宅性能評価（以下この項及び次項において「住宅性能評価」という。）を受けた場合にあつては21,000円） (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 130,000円 （評価機関審査を受けた場合にあつては30,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては62,000円） (3) 住宅の戸数が6戸以上のもの		

現 行 条 例						改 正 条 例					
									205,000円 <u>(評価機関審査を 受けた場合にあっては47,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては98,000円)</u> ロ 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合 1 戸につき、次に掲げる当該申請に係る 1 棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額 (この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50 円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。) (1) 住宅の戸数が 1 戸のもの 84,000円 <u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、25,000円)</u> (2) 住宅の戸数が 2 戸以上 5 戸以内の		

現 行 条 例						改 正 条 例					
									もの 193,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、43,000円) (3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 306,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、69,000円)		
16の4	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	イ 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合 1戸につき 1,000円 ロ その他の場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこ	申請のとき	法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する額に6の項の規定により算定した額を加算した額とする。	16の4	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	イ 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合 1戸につき 1,000円 ロ 当該申請が住宅の新築に係るものである場合（イに掲げる場合を除く。）1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれ	申請のとき	法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した額を加算した額とする。

現 行 条 例					改 正 条 例				
			れを100円に切り上げるものとする。) (1) 住宅の戸数が1戸のもの 34,000円 (評価機関審査を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合(以下この項において「評価機関審査を受けた場合等」という。)にあっては14,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては16,000円) (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 73,000円 (評価機関審査を受けた場合等にあっては24,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては40,000円) (3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 117,000円 (評価機関審査を受けた場合等にあっては38,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては63,000円)				を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。) (1) 住宅の戸数が1戸のもの 34,000円 (評価機関審査を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合(以下この項において「評価機関審査を受けた場合等」という。)にあっては14,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては16,000円) (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 73,000円 (評価機関審査を受けた場合等にあっては24,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては40,000円) (3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 117,000円 (評価機関審査を受けた場合等にあっては38,000円、住宅性能評価を受		

現 行 条 例						改 正 条 例					
									けた場合にあつては63,000円) ハ 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合（イに掲げる場合を除く。） 1 戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。） (1) 住宅の戸数が1戸のもの 49,000円 （評価機関審査を受けた場合等にあつては、20,000円） (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 109,000円 （評価機関審査を		

現 行 条 例						改 正 条 例					
									受けた場合等にあ っては、34,000 円) (3) 住宅の戸数が6 戸以上のもの 174,000円 (評価機関審査を 受けた場合等にあ っては、55,000 円)		
略						略					
51	都市の低炭素化の促進に 関する法律（平成24年法 律第84号。以下この項に おいて「法」という。） 第53条第1項の規定に基 づく低炭素建築物新築等 計画の認定の申請に対す る審査	低炭素建築 物新築等計 画認定申請 手数料	イ 住戸を単位とし て認定を申請する 場合 次に掲げ る当該申請に係る 1棟の住宅の当該 申請の対象である 戸数の区分に応 じ、それぞれ次に 定める金額 (1) 住宅の戸数が1 戸のもの 43,700円 （エネルギーの使 用の合理化等に関 する法律（昭和54 年法律第49号）第 76条第1項に規定 する登録建築物調 査機関による技術 的審査（以下この 項において「調査 機関審査」とい う。）又は住宅の 品質確保の促進等 に関する法律第5 条第1項に規定す る登録住宅性能評	認定申請 のとき	イ 同一の建築 物に係るこの 項の第4欄の イ及びロの認 定を同時に申 請する場 合は、当該イの 申請に係る手 数料は、徴収 しない。 ロ 住宅（共同 住宅を除 く。）の用途 に供する部分 及び共同住宅 以外の用途に 供する部分を 有する一の建 築物を単位と して認定を申 請する場 合は、それぞ れの部分につ きこの項の第 4欄のイ及びハ に規定する金 額を合計した	51	都市の低炭素化の促進に 関する法律（平成24年法 律第84号。以下この項に おいて「法」という。） 第53条第1項の規定に基 づく低炭素建築物新築等 計画の認定の申請に対す る審査	低炭素建築 物新築等計 画認定申請 手数料	イ 住戸を単位とし て認定を申請する 場合 次に掲げ る当該申請に係る 1棟の住宅の当該 申請の対象である 戸数の区分に応 じ、それぞれ次に 定める金額 (1) 住宅の戸数が1 戸のもの 43,700円 （エネルギーの使 用の合理化等に関 する法律（昭和54 年法律第49号）第 76条第1項に規定 する登録建築物調 査機関による技術 的審査（以下この 項から55の項まで において「調査機 関審査」とい う。）又は評価機 関審査を受けた場 合にあっては、 9,000円)	認定申請 のとき	イ 同一の建築 物に係るこの 項の第4欄の イ及びロの認 定を同時に申 請する場 合は、当該イの 申請に係る手 数料は、徴収 しない。 ロ 住宅（共同 住宅を除 く。）の用途 に供する部分 及び共同住宅 以外の用途に 供する部分を 有する一の建 築物を単位と して認定を申 請する場 合は、それぞ れの部分につ きこの項の第 4欄のイ及びハ に規定する金 額を合計した

現 行 条 例					改 正 条 例				
			価機関による技術的審査（以下この項において「評価機関審査」という。）を受けた場合にあっては、9,000円） (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 84,800円 （調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円） (3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 118,000円 （調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円） (4) 住宅の戸数が11戸以上のもの 164,000円 （調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円） ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合イ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数	金額とする。 ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のイを同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ホ 法第54条第2項の規定による申し出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金				(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 84,800円 （調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円） (3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 118,000円 （調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円） (4) 住宅の戸数が11戸以上のもの 164,000円 （調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円） ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合イ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数	金額とする。 ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のイを同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ホ 法第54条第2項の規定による申し出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金

現 行 条 例						改 正 条 例					
			の区分に応じ、それぞれイ(2)から(4)までに定める金額に、129,000円(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)を加えた金額 ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、14,500円) (2) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 457,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)		額とする。				の区分に応じ、それぞれイ(2)から(4)までに定める金額に、129,000円(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)を加えた金額 ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、14,500円) (2) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 457,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)		額とする。
52	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	イ 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につ	変更認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のロとハの変更認定を同時に	52	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	イ 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につ	変更認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のロとハの変更認定を同時に

現 行 条 例					改 正 条 例				
	新築等計画の変更の認定の申請に対する審査		き1,000円 ロ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 26,300円 (<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査</u>（以下この項において「調査機関審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査（以下この項において「評価機関審査」という。）を受けた場合にあっては、9,000円） (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 49,700円 （調査機関審査又	申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びニに規定する金額を合計した金額とする。 ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のハ及びニに規定する		新築等計画の変更の認定の申請に対する審査		き1,000円 ロ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 26,300円 (<u>調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、9,000円</u>) (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 49,700円 （調査機関審査又	申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びニに規定する金額を合計した金額とする。 ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のハ及びニに規定する

現 行 条 例					改 正 条 例						
			は評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円) (3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 70,200円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円) (4) 住宅の戸数が11戸以上のもの 99,800円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円) ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 ロ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)から(4)までに定める金額に、70,400円(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)を加えた金額 ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変	金額を合計した金額とする。 ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のロの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。 ホ 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。				は評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円) (3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 70,200円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円) (4) 住宅の戸数が11戸以上のもの 99,800円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円) ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 ロ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)から(4)までに定める金額に、70,400円(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)を加えた金額 ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変	金額を合計した金額とする。 ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のロの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。 ホ 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。		

現 行 条 例						改 正 条 例					
			更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 151,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、14,500円) (2) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 245,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)						更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 151,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、14,500円) (2) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 245,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)		
						53	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	イ 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル	認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のイ及びロの認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を

現 行 条 例						改 正 条 例					
									<u>以内のもの</u> <u>40,400円</u> <u>(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円)</u> <u>(ロ) 床面積の合計が</u> <u>200平方メートル</u> <u>を超えるもの</u> <u>44,900円</u> <u>(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円)</u> <u>(2) 住宅の戸数が2</u> <u>戸以上4戸以内のもの</u> <u>79,700円</u> <u>(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</u> <u>(3) 住宅の戸数が5</u> <u>戸以上のもの</u> <u>131,000円</u> <u>(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)</u> <u>ロ 共同住宅の用途</u> <u>に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合</u> <u>イ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に</u>		有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分の有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ニ ロ及びハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のイの認定を同時に申請するときは、当該イの申請に係る手数料は、徴収しな

現 行 条 例						改 正 条 例					
									応じ、それぞれイ(2)及び(3)に定める金額に、79,700円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）を加えた金額 ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第8条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル		い。 ホ 法第30条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。

現 行 条 例						改 正 条 例					
									以内のもの 258,000円 (調査機関審査を 受けた場合にあつ ては、12,200円) (Ⅱ) 床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの 417,000円 (調査機関審査を 受けた場合にあつ ては、31,700円) (2) 当該申請に係る 建築物のエネルギー 消費性能が建築 物エネルギー消費 性能基準等を定め る省令第8条第1 号イ(2)及びロ(2)に 適合している旨の 認定を申請する場 合 次に掲げる当 該申請に係る1棟 の建築物の床面積 の合計の区分に応 じ、それぞれ次に 定める金額 (イ) 床面積の合計が 300平方メートル 以内のもの 100,000円 (調査機関審査を 受けた場合にあつ ては、12,200円) (Ⅱ) 床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの 166,000円		

現 行 条 例						改 正 条 例					
									（調査機関審査を受けた場合にあっては、31,700円）		
						54	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	イ 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき 1,000円 ロ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 23,700円 （調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円） (ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 26,000円 （調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、31,700円）	変更認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のロ及びハの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建

現 行 条 例						改 正 条 例					
									は評価機関審査を受けた場合にあつては、6,900円) (2) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 46,000円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円) (3) 住宅の戸数が5戸以上のもの 78,000円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円) ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 ロ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)及び(3)に定める金額に、46,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額 ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変	建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のハ及びニに規定する金額を合計した金額とする。 ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のロの変更認定を同時に申請するとき ハ 当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。 ホ 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。	

現 行 条 例						改 正 条 例					
									更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 135,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、12,200円) (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 224,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、31,700円) (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費		

現 行 条 例						改 正 条 例					
									性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 56,200円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、12,200円) (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 99,200円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、31,700円)		
						55	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該申請に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定	認定申請のとき	イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき

現 行 条 例						改 正 条 例					
									める省令（以下この項において「<u>基準省令</u>」という。）第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 39,000円 （調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600円） (ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 43,600円 （調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600円） (2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の	この項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ロ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。	

現 行 条 例						改 正 条 例					
									床面積の合計の区 分に応じ、それぞ れ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が <u>200平方メートル</u> <u>以内のもの</u> <u>20,100円</u> (調査機関審査又 は評価機関審査を 受けた場合にあっ ては、5,600円) (ロ) 床面積の合計が <u>200平方メートル</u> <u>を超えるもの</u> <u>21,600円</u> (調査機関審査又 は評価機関審査を 受けた場合にあっ ては、5,600円) ロ 共同住宅の用途 に供する一の建築 物を単位として認 定を申請する場合 次に掲げる場 合の区分に応 じ、それぞれ次 に定める金額 (1) 当該申請に係る 建築物について基 準省令第1条第1 項第2号イ(1)及び ロ(1)に適合してい る旨の認定を申請 する場合 次に掲 げる当該申請に係 る1棟の建築物の 床面積の合計の区 分に応じ、それぞ		

現 行 条 例						改 正 条 例					
									れ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が <u>300平方メートル</u> <u>以内のもの</u> <u>78,300円</u> (調査機関審査又 は評価機関審査を 受けた場合にあつ ては、10,900円) (ロ) 床面積の合計が <u>300平方メートル</u> <u>を超えるもの</u> <u>130,000円</u> (調査機関審査又 は評価機関審査を 受けた場合にあつ ては、22,900円) (2) 当該申請に係る 建築物について基 準省令第1条第1 項第2号イ(2)及び ロ(2)に適合してい る旨の認定を申請 する場合 次に掲 げる当該申請に係 る1棟の建築物の 床面積の合計の区 分に応じ、それぞ れ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が <u>300平方メートル</u> <u>以内のもの</u> <u>37,500円</u> (調査機関審査又 は評価機関審査を 受けた場合にあつ ては、10,900円) (ロ) 床面積の合計が		

現 行 条 例						改 正 条 例					
									300平方メートル <u>を超えるもの</u> 64,600円 （調査機関審査又 は評価機関審査を 受けた場合にあつ ては、22,900円） ハ 住宅以外の用途 に供する一の建築 物を単位として認 定を申請する場合 次に掲げる場 合の区分に応 じ、それぞれ次 に定める金額 (1) 当該申請に係る 建築物について基 準省令第1条第1 項第1号イに適合 している旨の認定 を申請する場合 次に掲げる当 該申請に係る1 棟の建築物の床 面積の合計の区 分に応じ、それ ぞれ次に定める 金額 (イ) 床面積の合計が 300平方メートル 以内のもの 257,000円 （調査機関審査を 受けた場合にあつ ては、10,900円） (ロ) 床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの		

現 行 条 例						改 正 条 例					
									416,000円 (調査機関審査を受けた場合にあつては、30,400円) (2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 98,700円 (調査機関審査を受けた場合にあつては、10,900円) (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 165,000円 (調査機関審査を受けた場合にあつては、30,400円)		
53	略					56	略				
備考 略						備考 略					